

街区基準点測量成果等の管理運用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、国土交通省が平成16年度から平成18年度に、D I D地区に係る都市再生街区基本調査によって設置した街区基準点の測量成果（以下「街区基準点測量成果等」という。）の管理運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、国土交通省から平成20年4月1日付で街区基準点測量成果等の移管を受けることに伴い、街区基準点測量成果等の管理を円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定において街区基準点とは、街区三角点（公共基準点2級相当）及び街区多角点（公共基準点3級相当）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

（管理区分等）

第3条 甲は、移管を受けた街区基準点測量成果等を管理するものとする。ただし、甲は乙に対し、街区基準点測量成果等を複製したデータが無償で提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けたデータの維持管理を行うとともに、適正な利用が図られるよう、街区基準点測量成果等を利用する者への指導に努めるものとする。

（閲覧）

第4条 街区基準点測量成果等の閲覧の事務は、乙が主管することを原則とし、その閲覧場所は乙の事務所とする。

2 乙が閲覧に供する街区基準点測量成果等は、紙ベースによる測量成果の成果表、網図及び測量記録の点の記とし、これ以外のものを閲覧又は複製し、第三者へ提供をしてはならない。

（写しの交付）

第5条 閲覧をした者から街区基準点測量成果等の写しの申出があるときは、A3判以下の用紙を用いて写しを作成し、交付するものとする。ただし、証明は行わないものとする。

（費用負担）

第6条 街区基準点測量成果等は管理区分に基づき、甲、乙それぞれにおいて行うものとし、その費用は甲乙それぞれが負担するものとする。

2 街区基準点測量成果等の閲覧及び写しの交付に係る手数料は、徴収しないものとする。ただし、写しの交付に要する費用は申込者の負担とし、用紙1枚につき30円を徴収できるものとする。

(報告)

第7条 乙は、閲覧をした者の氏名、点名、写しの交付及び日付を記載した利用記録簿を事務所に備え、利用状況の記録を取るとともに、甲に対し、毎月20日までに前月分の利用状況を報告するものとする。

(その他)

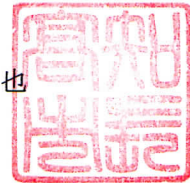
第8条 本協定は、締結の日の翌日から効力を生じるものとする。

2 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月31日

甲 高知市
代表者 高知市長 岡崎 誠也



乙 (住所) 高知市越前町二丁目7番11号
(氏名) 社団法人 高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会
理事長 萩田 雅夫

